女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月

宇城広域連合消防本部

宇城広域連合消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主 行動計画

> 平成28年4月1日 宇城広域連合消防本部消防長

宇城広域連合消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 (以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、宇城広域連合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画を着実かつ包括的に実施するため、消防長の指揮の下、消防本部総務課において、本計画の策定・変更及び本計画に基づく取組の実施状況・数値目標について達成状況の点検・評価等を実施する。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 平成33年度までに、消防本部全職員に対し、女性消防吏員の割合を5%とする。
- (2) 平成33年度までに、採用試験の受験者総数に占める女性割合を10%以上にする。
- 4. 女性消防職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組
 - (1)ホームページや構成市町広報紙等を活用し、具体的な業務内容や勤務条件、仕事の魅力などの情報をより積極的に発信することで、消防は女性が活躍できる職場であることの理解を深める。
 - (2) 消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性職員の意欲と適性に応じた人事

配置を行う。

- (3) 交替勤務だけでなく、毎日勤務を早期に経験させ、適正分野の見極めや仕事のやりがい等を感じさせることにより、出産・育児等によるキャリア中断後も、高い意欲を持って職務を遂行できる女性職員を意識的に育成する。
- (4)女性職員が子育てのためにしていた一時的なペースダウンを補い、女性職員が能力や適性を更に活かせるよう、各種研修への積極的参加を後押しする。
- (5) ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、全ての職員が各種ハラスメントへの理解を深めることが出来るように定期的な研修の場を設ける。